

市町村議会で議決した意見書（令和8年8月分）

No.	市 町 村 名	件 名	議決年月日
1	宮 古 市	日常生活圏におけるクマ出没への初動対応強化及び緊急銃猟制度の運用改善を求める意見書	R8.8.18

市町村議会名	意見書の内容
宮 古 市	【議決年月日】令和８年８月１８日 【提 出 先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、環境大臣 【件 名】日常生活圏におけるクマ出没への初動対応強化及び緊急銃猟制度の運用改善を求める意見書 近年、クマは山林のみならず住宅地、学校、保育所、通学路、福祉施設、商業施設周辺等（以下、日常生活圏という）に出没する事案が増加し、人的被害の危険が高まっています。令和７年の鳥獣保護管理法改正により、市町村長の判断のもと一定の条件下で捕獲者による緊急銃猟が可能となったことは、日常生活圏における対策として大きな前進です。しかし、通報を受け初動対応が求められる段階では、クマは藪等に潜んでいることが多く、緊急銃猟の判断後、猟銃を取りに戻る時間的空白の間にクマが移動し、住民及び捕獲者の生命がより脅かされることが懸念されます。特にも、現地に参集している者は無防備であり、クマによる人的被害を受けそうになった際、自身や市民の生命を守ることが不可能です。そのため、現地へ参集する段階から猟銃携行が可能となれば、人的被害の未然防止に極めて有効となります。 つきましては、日常生活圏におけるクマ出没への初動対応強化及び緊急銃猟制度の運用改善について、下記のとおり特段のご配慮をお願いいたします。 記 - 緊急銃猟制度を実施する恐れのある現場に向かう際、猟銃の早い携行の許可が初動対応に必要であることから、通報をもとに自治体が雇用する捕獲者（以下、公務員ハンターという）への連絡をもって、猟銃携行の許可とみなすよう緊急銃猟制度の運用を見直すこと。 - 日常生活圏における発砲は高度な安全判断と射撃技術を要するため、発砲を行える公務員ハンターの要件を猟銃等射撃指導員、十分な射撃経験を有する者、クマの捕獲実績を有する者、都道府県又は国が定める実践的訓練を修了した者など、一定の要件を満たす者に限定し、公務員ハンターが警察官職務執行法第４条第１項と同様の対応がとれるように見直すこと。 - 緊急銃猟制度を確実に実施するための、市が行う訓練に対する財政的な支援をすること。 - 公務員ハンターが従事するために必要な備品（防護ヘルメット、防護ベスト、無線機、GPS、サーマルカメラ、暗視装置、車両用防護資機材、救急資機材等）に対する財政支援や各種手当（危険手当、出動手当、訓練手当、保険制度、負傷時補償、死亡時補償等）について整備すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。